

瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）

アクアパークみずほ整備事業

基本協定書（案）

令和4年5月

岐 阜 県 瑞 穂 市

日 本 下 水 道 事 業 団

## 瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）アクアパークみずほ整備事業 基本協定書（案）

瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）アクアパークみずほ整備事業（以下「本事業」という。）に関し、地方共同法人日本下水道事業団（以下「事業団」という。）並びに●●●、○○○、▲▲▲及び□□□（以下、総称して「事業者」という。）は、以下のとおり基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、以下の第1号及び第2号の内容を確認するとともに、第3号乃至第5号の内容を定めることを目的とする。

- 一 本事業に関して事業団が実施した技術提案の公募手続（以下「本公募手続」という。）の結果、事業者の技術提案を選定したこと。
- 二 事業者が設計業務委託契約及び工事請負契約を締結する候補者であること。
- 三 事業団及び事業者が設計業務委託契約及び工事請負契約の締結に向けて果たすべき義務及び諸手続き。
- 四 事業団及び事業者が設計業務委託契約及び工事請負契約の締結後に本事業の円滑な実施に向けて果たすべき義務及び諸手続き。
- 五 その他、本事業に関する必要な事項。

### （定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。なお、本協定において別段の定めがある場合を除き、募集要項（第3号に定義する。）において定義された用語は、本協定においても同一の意味を有するものとする。

- 一 「本施設」とは、本事業の対象施設をいう。
- 二 「応募者」とは、本事業のプロポーザルに応募する建設企業及び設計企業のグループをいう。
- 三 「募集要項」とは、本事業における事業者を募集及び選定する際に応募者を対象に交付するものをいう。
- 四 「優先交渉権者」とは、応募審査の結果、優先交渉権を与えられた者をいう。  
なお、優先交渉権者は、事業者として事業団と本協定を締結する。
- 五 「設計業務」とは、本施設の実施設設計業務をいう。
- 六 「設計企業」とは、事業者のうち設計業務を行う単体企業をいう。
- 七 「建設工事」とは、本施設の土木・建築工事、機械設備工事及び電気設備工事を総称していう。

- 八 「建設企業」とは、事業者のうち建設工事を行う単体企業又は複数の企業により構成される共同企業体をいう。
- 九 「設計業務委託契約」とは、事業団及び設計企業が締結予定の事業団が設計企業に対し設計業務を委託する内容の契約をいう。
- 十 「工事請負契約」とは、事業団及び建設企業が締結予定の事業団が建設企業に対し本施設の建設工事を請け負わせる内容の契約をいう。
- 十一 「代表企業」とは、応募者の企業グループを代表する企業をいい、●●●●をいう。

### (当事者の義務)

- 第3条 事業団及び事業者は、設計業務委託契約及び工事請負契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。
- 2 事業団は、本協定の有効期間中、本事業に係る設計業務及び建設工事について、優先交渉権者以外の者と交渉することができない。ただし、理由の如何を問わず、本協定が終了した場合はこの限りではない。
  - 3 本事業に係る事業者間の責任分担に関し疑義が生じた場合は、事業者の代表企業が調整に当たるものとし、他の事業者はそれに協力しなければならない。なお、設計業務委託契約及び工事請負契約に基づく契約不適合責任の適用において、契約不適合の原因が設計業務及び建設工事のいずれにあるのかが明確でない場合には、当該契約不適合にかかる責任は設計企業及び建設企業が連帯して負担する。
  - 4 いずれかの事業者の責めに帰すべき事由により他の事業者に損害が発生した場合は、関係する事業者間で解決するものとし、損害を被った事業者は、事業団に対して損害の賠償を求めることはできない。

### (設計業務委託契約の締結等)

- 第4条 事業団及び設計企業は、募集要項記載のスケジュールに従って、設計業務委託契約を締結する。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業団は、以下の場合には設計業務委託契約を締結しないことができる。なお、本条に基づき事業団が設計企業との間で設計業務委託契約を締結しなかった場合の措置は、第6条の規定に従うものとする。
    - 一 事業者が次のいずれかに該当するとき。
      - イ 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
      - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号

に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 事業者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、事業団が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- 二 事業者（共同企業体にあつては、その構成員）が本事業に関して、以下のいずれかに該当した場合。
- イ 本事業に関して、事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - ロ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者又は事業者の構成員が構成事業者である事業者団体（以下「事業者等」という。）に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - ハ 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第3条又は第

8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者の構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ 本事業に関し、事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 3 前項の規定に基づき事業団が設計業務委託契約を締結しない場合、事業者は、事業団の請求に基づき、違約金として、本事業に係る設計業務委託契約に定められることになる委託費の総額の10分の1に相当する金額に、当該請求の日から当該違約金の支払いの日までの日数に応じ、遅延利息率（年3パーセントの割合）を乗じて計算した額の利息を付した金額を事業団に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定とはみなされず、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について事業団が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償支払債務も連帯債務とする。
- 4 事業団は、設計企業が行う設計業務に必要な情報を合理的に可能な範囲で設計企業に提示する。
- 5 建設企業は、設計業務の円滑な実施を図るため、設計企業が設計業務を行うにあたって必要な技術協力をを行う。
- 6 設計企業は、前項の技術協力において示された提案の内容を設計業務に適切に反映する。
- 7 建設企業は、設計業務期間中、事業団の要請に基づき建設工事に関する参考見積を作成し、事業団に提出する。

#### （工事請負契約の締結のための交渉等）

第5条 事業団及び建設企業は、募集要項に定める工事請負契約の締結期限までの工事請負契約の締結に向けて、工事請負契約の業務期間及び請負代金額、本施設の設計図書等の施工条件その他事業団及び建設企業が必要と認めて合意する事項について、（設計業務の完了後は設計成果物（第2項に定義する。）の内容に基づき）募集要項に従い適時に協議を行う。ただし、本文の規定にかかわらず、事業団が設計業務委託契約を解除することができる場合（ただし、設計業務委託契約において必要とされる催告をすることを要しない。）、事業団は、建設企業との工事請負契約の締結

及びそのための協議を行わないことができる。なお、本条において事業団が建設企業との工事請負契約を締結しなかった場合の措置に関しては、第6条の規定に従うものとする。

- 2 建設企業は、設計業務委託契約に基づき事業団が設計企業から引渡しを受けた成果物（以下「設計成果物」という。）に基づき、建設工事の参考見積額及びその見積条件を記載した資料を作成し、事業団に提出する。事業団は、設計成果物に基づき、本事業の積算額を算定する。
- 3 事業団及び建設企業は、設計業務に係る協議の過程で確認された事項、設計業務の内容、設計成果物に基づき各々算定した積算額と参考見積額を用いて、工事請負契約に係る請負代金の価格等の交渉（以下「価格等の交渉」という。）を行う。
- 4 価格等の交渉において建設企業が算出した建設工事の参考見積額と事業団が算出した積算額との間に乖離がある場合において、事業団が当該参考見積額の見直しを指示した場合、建設企業は、速やかに見積条件を見直し、見直し後の見積条件に基づいて建設工事の参考見積額を算出して事業団に提出する。なお、見直しに際して、設計成果物に基づく建設工事を事業団の算定した積算額の範囲内で行うことが不可能又は困難であるとして建設企業が見積条件の見直しに係る協議を事業団に対して求めた場合、事業団は見積条件の見直しに係る協議に応じるものとする。
- 5 事業団及び建設企業は、事業団の算出した積算額と前項の結果に基づき算定された参考見積額を用いて再度、価格等の交渉を行う。なお、その結果、見直しが生じた際は、前二項の規定に従い改めて価格等の交渉を行うことができるものとする。
- 6 前三項に基づく交渉の結果、積算額と参考見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他工事請負契約を締結するにあたり考慮すべき条件等に照らして問題がないと事業団が合理的に認める場合は、価格等の交渉が成立するものとする。
- 7 第3項乃至第5項の結果、価格等の交渉の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。
- 8 建設企業は、第6項に基づき確定した見積条件により建設工事の見積額を算定し、事業団は、当該見積条件に基づき予定価格を算定する。
- 9 事業団及び事業者は、前項の見積額と予定価格に基づき見積合せを行い、見積合せの結果、見積額が予定価格と同額又は下回った場合、事業者の代表企業に対して特定通知を行った上で建設企業との間で工事請負契約を締結する。なお、見積合せの結果、見積額が予定価格を上回った場合、見積合せ不成立とする。
- 10 本条第2項の規定に関わらず、事業団及び事業者は、設計企業から引渡しを受けた一部完成した設計成果物に基づき、当該設計成果物に対応する建設工事（以下、

「一部工事」という。)に係る工事請負契約の締結に向けた価格等の交渉を行うことができる。この場合において、価格等の交渉が成立し、見積合せを行った結果、見積額が予定価格と同額又は下回った場合には、事業者の代表企業に対して特定通知を行った上で建設企業との間で一部工事に関する工事請負契約を締結する。なお、本項に基づき一部工事を行う場合には、当該工事に係る工事請負契約及び本施設（一部工事に係る工事目的物を除く。）に係る工事請負契約について、それぞれ別個の契約書を締結する。また、その際の価格等の交渉や見積合せの手続等に関しては本条の各規定を読み替えて適用するものとする。

- 1 1 前各項の規定にかかわらず、事業団は、第4条第2項各号の場合には、工事請負契約を締結しないことができる。なお、本項に基づき事業団が建設企業との間で工事請負契約を締結しなかった場合の措置は、第6条の規定に従うものとする。
- 1 2 前項の規定に基づき事業団が工事請負契約を締結しない場合、事業者は、事業団の請求に基づき、違約金として、事業者が本事業のプロポーザルへの応募時に提出した本事業に係る工事費の参考見積額の総額の10分の1に相当する金額に、当該請求の日から当該違約金の支払いの日までの日数に応じ、遅延利息率（年3パーセントの割合）を乗じて計算した額の利息を付した金額を事業団に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定とはみなされず、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について事業団が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償支払債務も連帯債務とする。

#### **(契約締結に至らなかった場合等の措置)**

- 第6条 理由の如何にかかわらず、事業団及び事業者が設計業務委託契約の締結に至らなかった場合、事業団は、第10条第1項の規定に従い、本協定を終了し、次順位の交渉権者と本事業に関する交渉を行うものとする。なお、設計業務委託契約を締結した後、工事請負契約の締結に至らなかった場合も同様とし、この場合において、事業団が本施設の設計又は施工を第三者に委託するにあたり事業者の協力を求めたときは、事業者は、合理的な範囲で当該委託のために必要な協力をを行う。
- 2 事業団は、前項の結果及びその理由を以下のいずれかの方法によって確認する。
    - 一 事業団から代表企業を通じた事業者に対する通知
    - 二 事業者から事業団に対する本事業に関する辞退の通知
  - 3 第1項に規定する場合、本協定の履行に関し既に支出した費用は各自の負担とし、また、第7条、第8条及び第11条に定める義務並びに設計業務委託契約に基づき事業団及び事業者が負っている義務又は責任（一部工事に係る工事請負契約を締結している場合には、当該契約に基づく事業団及び事業者が負っている義務又は責任を含む。）を除き、当事者間の一切の債権債務関係は消滅するものとする。

**(権利義務の譲渡等)**

第7条 事業者は、事業団の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位及び本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供すること、その他一切の処分を行わない。

**(秘密保持等)**

第8条 事業者は、本協定に関連して事業団から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は事業団の承諾なしに第三者に開示してはならない。

**(協定内容の変更)**

第9条 本協定に規定する各事項は、事業団及び事業者の書面による合意がなければ変更することはできない。

**(有効期間)**

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から工事請負契約（第5条第10項に基づき一部工事を行う場合には、当該工事に係る工事請負契約を含む。）に基づき本施設の全ての引渡し完了する日までとする。ただし、設計業務委託契約の締結に至らなかった場合又は第5条に定める価格等の交渉若しくは協議の結果、事業団が建設企業との間で工事請負契約の締結に至る見込みがないと判断し、事業者の代表企業にその旨を通知したときは、当該通知の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条、第8条及び第11条の規定の効力は、有効期間経過後も存続するものとする。

**(準拠法及び管轄裁判所)**

第11条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

**(その他)**

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、事業団と事業者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を●通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(事業団) 東京都文京区湯島 2-31-27  
地方共同法人 日本下水道事業団

(事業者)  
(代表企業)  
所在地  
商号又は  
名称 ●●●  
代表者 印

(建設企業)  
所在地  
商号又は  
名称 ○○○  
代表者 印

(建設企業)  
所在地  
商号又は  
名称 ▲▲▲  
代表者 印

(設計企業)  
所在地  
商号又は  
名称 □□□  
代表者 印